

議 案

議案第 1 号

令和 2 年度財政投融资計画補正

令和2年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	自 己 資 金 等			再 計		
													計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
自動車安全特別会計	—	540	540	—	—	—	—	—	—	—	540	540	—	737	737	—	1,277	1,277
独立行政法人都市再生機構	4,339	581	4,920	—	—	—	—	—	—	4,339	581	4,920	(800) 9,240	(—) 4	(800) 9,244	13,579	585	14,164
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	8,600	5,000	13,600	—	—	—	1,200	—	1,200	9,800	5,000	14,800	(2,000) 51,532	(—) —	(2,000) 51,532	61,332	5,000	66,332
株式会社日本政策投資銀行	4,500	6,000	10,500	3,000	200	3,200	4,500	—	4,500	12,000	6,200	18,200	(6,100) 19,000	(—) 200	(6,100) 19,200	31,000	6,400	37,400
新関西国際空港株式会社	—	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	2,000	2,000	—	—	—	—	2,000	2,000
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	300	20	320	300	20	320	100	—	100	400	20	420
食料安定供給特別会計外 29機関	522,560	—	522,560	3,510	—	3,510	75,821	—	75,821	601,891	—	601,891	(50,907)	(—)	(50,907)			
合 計	539,999	14,121	554,120	6,510	200	6,710	81,821	20	81,841	628,330	14,341	642,671	(59,807)	(—)	(59,807)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第2号

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和2年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
自動車安全特別会計	—	540	540
独立行政法人都市再生機構	4,339	581	4,920
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	8,600	5,000	13,600
株式会社日本政策投資銀行	4,500	6,000	10,500
新関西国際空港株式会社	—	2,000	2,000

議案第 3 号

令和 2 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定、令和2年4月6日改定、令和2年5月26日改定）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第3号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記17 独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに次のただし書を追加する。

ただし、令和2年度における貸付けのうち581億円については、10年以内（5年以内の据置期間を含む。）

2. 記18 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち5,000億円については、35年以内（18年以内の据置期間を含む。）、8,100億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）

3. 記23 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付けを次のとおり改める。

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和2年度における貸付けのうち1,700億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）、200億円については、12年以内（5年以内の据置期間を含む。）、200億円については、10年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

4. 記29を記31とし、記28を記30とし、記27の次に次のとおり追加する。

28 自動車安全特別会計に対する貸付け

償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

29 新関西国際空港株式会社に対する貸付け

償還期限 39年以内（9年以内の据置期間を含む。）